

発行元  
 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会  
 新潟市中央区白山浦1-238-6  
 TEL/FAX  
 025-383-6335

# STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

## 第7回口頭弁論

3月27日午後3時より、新潟地方裁判所にて、多くの原告・サポーター・報道関係者らが見つめる中、第7回口頭弁論が開かれました。傍聴行動に東京・神奈川・長野からもサポーターが駆けつけ、約百人が参加しました。

### 東電を追及、裁判所も動く！

被告東電は、準備書面(4)を提出しました。原



新潟地裁前まで横断幕を持ち行進

告・弁護側は、東電の主張に対し、さまざまな観点からその矛盾点を追及し、東電の主張や姿勢の不当性を訴えました。

東電は今回の書面において、あらためて「福島事故は津波が原因」と主張しました。しかし、その中で示された事故の詳細経過については、東電自らが昨年12月に発表した公式の報告書とは異なるものでした。伊東弁護士は「どちらの見解が正式なものなのか明らかにせよ」と東電を追及しました。

また、高野弁護士は、東電の主張する①不明の断層②α断層・β断層の形成過程について、考えを明確に説明するように求めました。

さらに中村弁護士は、①フィルターベントの完成予定時期②フィルターベントを稼働した際に生じる被曝の程度③フィルターベントを稼働する際の避難状況の確認の手順を説明するように求めました。東電は「対応は検討中」としましたが、これまでも明確な答えを先延ばしにしてきた東

電に対し、裁判長も「フィルターベントに関する点なので是非回答してほしい」と釘を刺しました。

### 新潟から・福島から 原告が訴える

今回も、原告のうちお二人から意見陳述をしていただきました。

まず、小千谷市で農業を営む堀井修さんは「百姓は、田んぼや畑があつて初めて生業として成り立つ。家の中で避難していれば何とかなるとか、どこかに逃げればよいとはいかない。避難するのに田んぼや畑を持つては行けない。百姓は何代もかけて田んぼや畑を切り開き、堆肥を入れて土地を肥やしてきた。農地は私たちの命だ」と地元の魚沼弁をまじえて訴えました。

次に、郡山市から避難している高島詠子さんは「福島の桜は何事もなかったように咲いたが、私たちは何事もなかったようには生活できなかった。花も放射性物質に汚染されている。自然に触れることは五感の発達に良いことなのに、子どもには『触っちゃ駄目！』と注意しなければならぬ。これ以上大切なものを奪わないでください。それが福島事故を経験した私たちの切実な願いです」と訴えました。

### 弁護団からの主張

弁護団からは3通の準備書面(主張書面)を提出しました。



意見陳述をする原告と弁護団などで裁判前集会を開催

「『都合主義の規制基準では原発立地住民の信頼は得られない』」

まず和田弁護士は、泉田知事の「規制基準適合審査とは、これを満たしたからといって安全を保証するものではない」とのコメントを引用し、新規性基準を批判しました。新規性基準には、従来定められていた立地審査指針（原発設置の際に住民から十分に離れていることを求めた内容等）が欠落しています。規制委員会の田中委員長も「福島のような放出の状況を仮定すると立地条件に合わなくなってしまう」とコメントしており、いわば、ルールを守れそうにないからそのルールを廃止し

たものなのです。

「『いまだに繰り返される汚染水トラブル』」

江花弁護士は、2013年11月22日からこれまでの汚染水等のトラブルを紹介した上で、それが人為的なものであると指摘しました。東電の隠蔽体質も批判し、東電は福島第一原発の廃炉処理に注力すべきであって、再稼働すべきではないと主張しました。

「『真殿坂断層の活動性は否定できない』」

最後に小泉弁護士は、①敷地内直下のαβ断層 ②敷地近傍の断層である寺尾断層 ③露頭調査・ボーリング調査の結果に基づいて、とりわけ、中越沖地震後の真殿坂断層の活動性が否定できないことを主張しました。この点について、東電は「活動性はない」と主張していますが、今のところ合理的な説明はありません。

## 会員拡大に向け

市民の会の会員は現在、約1300名です。目標の2千名に向け、皆様のさらなるご協力をよろしく願います。（カンパ振込先は下記）

## 第8回口頭弁論期日のご案内

日時：2014年7月10日（木）午後3時～、場所：新潟地方裁判所

### 【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所（FAX 025-225-3148、メール m-mizu@theia.ocn.ne.jp）

応募締切：2014年7月2日（火）午後5時（厳守）

### (2) 入廷者の決定方法

- ・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。
- ・入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

### (3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

- ・当日は、以下の通り集会を開催します。場所はいずれも弁護士会館2階会議室を予定します。入廷できない方も含め、多数のご参加をお願いします。午後2時～裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

### 【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。上記にて応募し落選された方も、そちらへ参加をご検討ください。

## カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思えます。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

\*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしく願います。